

令和 7 年度高知県職員採用試験等申込システムの使用に関する契約
公募型プロポーザル審査要領

令和 7 年度高知県職員採用試験等申込システムの使用に関する契約に関する
プロポーザル審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査対象者

- (1) 別途定める「令和 7 年度高知県職員採用試験等申込システムの使用に関する契約 公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した者

2 審査の項目及び点数

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 利用方法の簡便性 | 10 点× 5 人 |
| (2) 事務効率化への貢献度 | 10 点× 5 人 |
| (3) システム運用の安定性、サポート体制 | 10 点× 5 人 |
| (4) セキュリティの高さ | 10 点× 5 人 |
| (5) サービス提供実績 | 10 点× 5 人 |
| (6) 経費見積額 | 10 点× 5 人 |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所

日時（予定） 令和 7 年 1 月 17 日（金）

※資格要件の確認結果後に、別途お知らせします。

場所 WEB 会議システム「Zoom」内 会議室

(2) プレゼンテーション

企画提案者が企画提案書をもとにプレゼンテーションを 1 事業者につき 30 分以内で行い、その後、審査委員からの質疑を受ける。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、参加者ごとに「審査

表」を作成する。

- (3) 各審査委員の審査表を集計し、最も高得点の者を契約候補者に決定する。
- (4) 上記(3)において、合計点が最も高い者が同点で2者以上ある場合は、その者の中から見積額が安価な者から順に契約候補者と次点者を選定する。
- (5) 上記(4)において、見積額が同額である場合には、審査委員の協議によりその者の中から契約候補者と次点者を選定する。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 参加資格を満たさないことが判明したとき
 - イ 見積額が、見積限度額を超えるとき

附 則

この要領は、令和6年11月29日から施行する。